

浄化槽の法定検査(定期検査)は必ず受検しましょう

浄化槽管理者(使用者または設置者)は公衆衛生と生活環境を守るため、保守点検、清掃の実施とは別に、毎年1回の法定検査(定期検査)の受検が定められています。

● 定期検査(浄化槽法第11条)

浄化槽の放流水質(BOD等)が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃などの維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを判定するとともに、問題がある場合には早期の改善を図ることを目的とします。

● 10人槽以下の定期検査は効率化した検査を実施しています

鹿児島県では、10人槽以下の浄化槽の定期検査を効率化し、4年に1回の基本検査と4年に3回の採水員検査を組み合わせ実施します。基本検査は、書類検査、外観検査、水質検査を実施し、採水員検査は、書類検査、水質検査を実施します。

検査手数料(5～10人槽)

合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度
基本検査 (ガイドライン検査) 5,000円	ガイドライン検査 4,000円	4年に1回
採水員検査 3,000円	採水員検査 3,000円	4年に3回

※法定検査は県知事の指定を受けた(公財)鹿児島県環境保全協会がおこないます。

※日程については、事前に(公財)鹿児島県環境保全協会からハガキでお知らせします。

※検査結果は、保健所や市町村等に報告され、必要に応じて指導がおこなわれます。なお、この検査を受けない場合は行政指導の対象となります。

※基本検査、採水員検査により問題が認められた場合、未改善の浄化槽については、翌年にガイドライン検査を実施します。



よくあるお問い合わせ



Q 浄化槽の法定検査(定期検査)は、既に業者に頼んでおり二重点検になるので、不要ではないか?



A 定期的におこなわれる点検では、浄化槽内に発生した汚泥の引き抜きなどのメンテナンスをおこないます。これとは別に、毎年1回の法定検査では、浄化槽が適正に機能しているか確認するため、基本検査(書類検査、外観検査、水質検査)や、採水員検査(書類検査、水質検査)をおこないます。

浄化槽法という法律で定められており、**浄化槽管理者は、定期的な点検だけではなく年1回の法定検査(定期検査)も受けなければなりません。**

【お問い合わせ先】

鹿児島県知事指定検査機関

(公財)鹿児島県環境保全協会

☎099-296-9000

<https://www.kagoshima-kankyuu.or.jp/>

鹿児島県生活排水対策室

☎099-286-3685

大崎町役場環境政策課環境衛生係

☎476-1111(161・162)